

## 男鹿市告示第106号

男鹿市集落支援員設置要綱を次のように定める。

令和5年9月20日

男鹿市長 菅 原 広 二

### 男鹿市集落支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少及び少子高齢化が進行する男鹿市において、地域のコミュニティ機能の維持及び活性化を図るため、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）に基づき、男鹿市集落支援員（以下「支援員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援員の配置)

第2条 支援員は、男鹿市地域コミュニティセンター設置条例（令和5年男鹿市条例第1号）に規定する各地域コミュニティセンターに配置するものとし、当該地域コミュニティセンターの所管区域（以下「支援地域」という。）を支援するものとする。

(任命)

第3条 支援員は、支援地域の振興に熱意及び識見を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 支援員の任期は、原則、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

(身分)

第5条 支援員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第6条 支援員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 支援地域の巡回、状況把握及び課題分析に関すること。
- (2) 支援地域の実情及び課題に応じた具体的方策の検討及び推進に関すること。
- (3) 地域団体、住民及び行政との連絡調整に関すること。
- (4) 月単位の行動計画及び活動報告の作成に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(給与等)

第7条 支援員の給与及び費用弁償は、男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年男鹿市条例第18号）で定める額とする。

(勤務時間)

第8条 支援員の勤務時間は、男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年男鹿市規則第14号）で定める勤務時間とする。

(服務)

第9条 支援員は、常に熱意及び誠意をもって職務を遂行し、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(身分証明書の携帯等)

第10条 支援員は、職務を遂行するときは、常に身分証明書（様式第1号）を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

(報告)

第11条 支援員は、その職務の概要その他必要と認める事項を記録した業務報告書（様式第2号）を作成し、活動を行った日の属する月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に業務報告書の提出を求めることができるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。